

## 豊川用水減水深等解析業務（仮称）

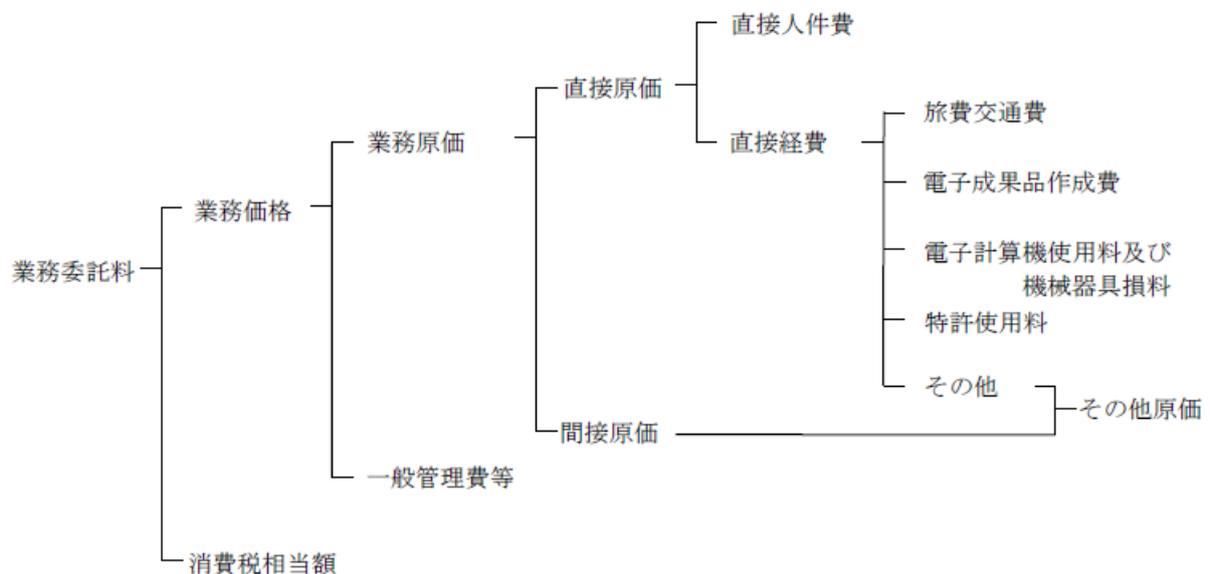
### 見積仕様書

#### 第1節 業務目的

本見積は、豊川用水における水利用の実態を把握するため、受益地の減水深及び日消費水量の解析を行うために必要な技術者、資機材の人数等について見積もるものである。

それ以外の直接経費、その他原価、一般管理費等については、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が定める「積算基準及び積算資料（調査等編）」の土木設計業務等積算基準に基づくものとする。

#### 第2節 積算体系



#### 第3節 業務内容

##### 3-1 業務場所

愛知県豊橋市高塚町地内外

##### 3-2 業務概要

本業務は、豊川用水における水利用の実態を把握するため、受益地の減水深及び日消費水量の解析を行うものである。

##### 3-3 準拠基準等

機構が別に定める設計業務等共通仕様書(令和6年4月)(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、次の基準類によらなければならない。

- (1) 農業農村整備事業計画作成便覧（農業農村整備事業計画研究会 2003年）
- (2) 農業農村整備事業のための河川協議の実務（農業水利研究会編 1998年）
- (3) その他、調査職員が指示するもの

#### 第4節 貸与資料

- (1) 現行水利権に関する河川協議書（令和5年12月20日）
- (2) 協議中の河川協議書（令和7年3月26日）
- (3)（関係地域の）稲作こよみ
- (4) その他、調査職員が必要と認めた資料

ただし、本見積徴取にあたって資料の貸与は行わないものとする。

#### 第5節 業務内容

作業項目	作業内容	歩掛の単位
1. 既存資料把握	本業務の実施にあたり必要な資料の収集及び貸与資料の内容把握を行う。	1 業務
2. 現地調査	<p>本業務の実施にあたり調査対象圃場の地形や現況等を把握するために必要な現地調査を行う。</p> <p>なお、調査対象圃場は以下を想定しており、その詳細は調査職員が指示するものとする。</p> <p><b>【減水深調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象圃場：4 地点<ul style="list-style-type: none"><li>①愛知県豊橋市高塚町地内</li><li>②愛知県田原市大久保町地内</li><li>③愛知県豊川市財賀町地内</li><li>④愛知県豊橋市神野新田町地内</li></ul></li><li>・観測時期：令和8年3月～令和8年10月</li><li>・データ回収：1ヶ月に1回程度</li></ul> <p><b>【日消費水量調査】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象圃場：2 地点（キャベツ畑）<ul style="list-style-type: none"><li>⑤愛知県豊橋市西赤沢町地内</li><li>⑥愛知県田原市西山町地内</li></ul></li><li>・観測時期：令和8年8月～令和9年2月</li><li>・データ回収：1ヶ月に1回程度</li></ul>	1 業務
3. 減水深調査	<p>(1) 各調査対象圃場へ減水深調査機材を設置し、減水深データの回収を行う。データ回収時には、動作状況等の計器点検を行うこと。なお、データ回収時は各圃場状況の確認を行い、観測メモを作成することとする。</p> <p>(2) 各調査対象圃場の配水管理に係る記録様式を作成の上、農家へ記録を依頼し、記録後の様式の回収を行うこと。ただし、農家への記録依頼及び記録後の様式回収に係る詳細は調査職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p><b>【補足】</b></p> <p>○減水深調査機材は発注者で用意するものとする。</p>	1 地点・月

	<p>なお、減水深調査機材は自動減水深計を想定しており、調査期間中に必要なバッテリー、記録媒体等を含むものとする。</p> <p>○減水深調査機材の設置及び撤去は受注者が行い、調査終了後は速やかに機材を撤去するものとする。</p> <p>○観測時期及びデータ回収頻度は以下を想定しているが、詳細な観測時期等については、調査職員と調整するものとし、変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測時期：令和8年3月～令和8年10月</li> <li>・データ回収：1ヶ月に1回程度</li> </ul>	
4. 減水深解析	<p>上記3.で回収した各調査対象圃場の減水深データについて、稲作こよみ及び各調査対象圃場の農家からの聞き取り調査結果から、水田の作期を設定し、調査対象圃場毎に各作期の減水深を整理するものとする。</p> <p>なお、整理にあたっては、測定誤差や異常値を除外し、降水量（気象庁が公表する雨量データ）の影響も考慮し、減水深の傾向を把握し考察を加える。</p>	1 地点・月
5. 日消費水量調査	<p>(1) 各調査対象圃場へ日消費水量調査機材を設置し、日消費水量データの回収を行う。データ回収時には、動作状況等の計器点検を行うこと。なお、データ回収時は各圃場状況の確認を行い、観測メモを作成することとする。</p> <p>(2) 各調査対象圃場の配水管理に係る記録様式を作成の上、農家へ記録を依頼し、記録後の様式の回収を行うこと。ただし、農家への記録依頼及び記録後の様式回収に係る詳細は調査職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p><b>【補足】</b></p> <p><u>○日消費水量調査機材は受注者で用意するものとする。</u>なお、日消費水量調査機材は土壌水分計を想定しており、調査期間中に必要なバッテリー、記録媒体等を含むものとする。</p> <p>○日消費水量調査機材の設置及び撤去は受注者が行い、調査終了後は速やかに機材を撤去するものとする。</p> <p>○観測時期及びデータ回収頻度は以下を想定しているが、詳細な観測時期等については、調査職員と調整するものとし、変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測時期：令和8年8月～令和9年2月</li> <li>・データ回収：1ヶ月に1回程度</li> </ul>	1 地点・月
6. 日消費水量解析	<p>上記5.で回収した各調査対象圃場の日消費水量デ</p>	1 地点・月

	<p>ータについて、調査対象圃場毎に日消費水量を整理するものとする。</p> <p>なお、整理にあたっては、測定誤差や異常値を除外し、降水量（気象庁が公表する雨量データ）の影響も考慮し、日消費水量の傾向を把握し考察を加える。</p>	
--	--	--

※歩掛の単位は、適宜変更が可能であるとともに、調査期間、調査方法等による補正がある場合は、標準歩掛及び補正方法等を明記してください。

#### 第6節 業務上の留意事項

1. 解析に適用した基準等は、「出典先」を報告書に記載するものとする。
2. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。
3. 減水深及び日消費水量を測定する各調査対象圃場では、見積仕様書第5節3.（2）及び5.（2）に基づき、農家へ配水管理に係る記録を依頼し作成いただくため、記録受領時に作業費用（一律1万円/農家）を支払うものとし、見積書に計上するものとする。

— 以 上 —